## 保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
- 3 - 12 資産運用リスク管理態勢	- 3 - 12 資産運用リスク管理態勢
- 3 - 12 - 2 主な着眼点	- 3 - 12 - 2 主な着眼点
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) その他個別の資産運用	(4) その他個別の資産運用
個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われている	個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われている
か。	か。
~ (略)	~ (略)
<u>(新設)</u>	非清算店頭デリバティブ取引
	金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第1項第 21 号の5及び第
	9項第4号口において、店頭デリバティブ取引残高が 3,000 億円以上の金
	融商品取引業者等は、非清算店頭デリバティブ取引を他の金融商品取引業
	者等と行う場合に、変動証拠金の預託等を求める措置を講じなければなら
	ないとしているところ。当該措置を講ずることが同府令において求められ
	ていない保険会社を含め、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバテ
	ィブ取引について、バーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構にお ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	ける合意(注)を踏まえ、以下の点に留意し、変動証拠金の適切な管理に
	Gる体制整備に努めているか。
	デリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」(平成 25 年 9
	月)
	ア. 取引相手方との変動証拠金に係る適切な契約書(例えば、ISDA マス
	ターアグリーメント及び CSA 契約)の締結

## 保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	イ. 取引の規模、リスク特性等を勘案した十分な頻度での定期的な変動
	<u>証拠金の授受及びアドホックコール(証拠金の随時請求)に対応した</u> 変動証拠金の授受
~_ (略)	~_ (略)